

「スポーツ・レジャー保険(月額プラン)」

補償の内容

【保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。

ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

■「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

■「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。

■「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

注)天災危険補償特約がセットされたご契約です。

被保険者が「地震・噴火またはこれらによる津波」によりおケガをされた場合もお支払い対象になります。(死亡・後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償)	傷害死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、既に後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 傷害死亡保険金の額＝傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 </div>	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為 ^(※1) を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚
	傷害後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、	

	<p>傷害死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{傷害後遺障害保険金の額} = \text{傷害死亡・後遺障害保険金額} \times \text{後遺障害の程度に応じた割合 (4\% \sim 100\%)}$ </div>	<p>所見^(※2)のないもの</p> <p>⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故</p>
<p>傷害入院保険金</p>	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $\text{傷害入院保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$ </div>	<p>⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故など</p>
<p>傷害手術保険金</p>	<p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために、病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して時期を同じくして、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p><入院中に受けた手術の場合></p> $\text{傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 10(\text{倍})$ <p><外来で受けた手術の場合></p> $\text{傷害手術保険金の額} = \text{傷害入院保険金日額} \times 5(\text{倍})$ </div> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	<p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。</p>

個人賠償責任補償(注)

住宅(※1)の所有・使用・管理または被保険者(設定した方にかぎります。)(※2)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、個人賠償責任の保険金額を限度とします。なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパン日本興亜の承認を必要とします。

(※1)「住宅」とは、被保険者の居住の用に供される住宅をいい、別荘等一時的に居住の用に供される住宅を含みます。また、この住宅敷地内の動産および不動産を含みます。

(※2)本人のみ補償特約がセットされておりますので、この特約における被保険者は被保険者本人のみです。

- ①故意
- ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害
- ③地震、噴火またはこれらによる津波
- ④被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- ⑤被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任
- ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任
- ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任
- ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任
- ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任
- ⑩環境汚染に起因する損害賠償責任
など

(※)次の①から③までのいずれかに該当するものを除きます。

- ①主たる原動力が人力であるもの
- ②ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート(ただし、ゴルフカート自体の損壊により発生する貸主への賠償責任に対しては保険金をお支払いしません。)
- ③身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの

携行品
損害
(注)

偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。

(※1)「携行品」とは、事故発生時点における被保険者居住の住宅(敷地を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。

(※2)「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。

(注1)乗車券等、通貨、小切手、預貯金証書、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。

(注2)次のものは保険の対象となりません。

■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品

■コンタクトレンズ、眼鏡

■義歯、義肢その他これらに準ずる物

■動物、植物

■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品

■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品

■手形その他の有価証券(小切手を除きます。)

■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物など

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
- ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
- ⑤地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑥欠陥
- ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等
- ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等
- ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的の事故
- ⑩置き忘れまたは紛失
- ⑪楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損
- ⑫楽器の音色または音質の変化など

<p>救援者費用等保険金 (注)</p>	<p>保険期間中に、以下①から⑧までのいずれかに該当した場合、ご契約者、被保険者または被保険者の親族の方が負担した費用(※1)に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、救援者費用等の保険金額を限度とします。</p> <p>①保険期間中に被保険者が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合または遭難した場合</p> <p>②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要なことが警察等の公的機関により確認された場合</p> <p>③住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故による保険期間中のケガを原因として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合</p> <p>④住宅(※2)外において被った急激かつ偶然な外来の事故による保険期間中のケガを原因として、継続して次の(ア)または(イ)のいずれかの日数以上入院した場合 (ア)日本国外において傷害を被り、かつ、3日以上入院をした場合 (イ)(ア)以外の場合で、14日以上入院をした場合</p> <p>⑤この特約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時以降に発病した疾病(※3)を直接の原因として保険期間中に入院を開始し、継続して次の(ア)または(イ)のいずれかの日数以上入院した場合 (ア)日本国外において発病し、かつ、3日以上入院をした場合 (イ)(ア)以外の場合で、14日以上入院をした場合</p> <p>⑥疾病(※3)、妊娠または出産(※4)を直接の原因として日本国外において保険期間中に死亡された場合</p> <p>⑦この特約が継続されてきた最初の保険契約の保険期間の開始時以降に発病した疾病(※3)を直接の原因として保険期間中に死亡された場合</p>	<p>①故意または重大な過失</p> <p>②自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれのある状態での運転</p> <p>④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)</p> <p>⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの</p> <p>⑥精神病、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害</p> <p>⑦ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、ハンググライダー搭乗、スカイダイビング等危険な運動をしている間の事故</p> <p>⑧頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的 他覚所見のないもの</p> <p>など</p>
--------------------------	--	---

救援者費用等保険金
(注)

⑧日本国外において、保険期間中に被保険者が自殺行為を行った日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

(※1)次のア. からオ. までの費用がお支払いの対象となります。

ア. 捜索救助費用

遭難した被保険者を捜索する活動に要した費用。

イ. 交通費

救援者(※5)の現地(※6)までの航空機等の1往復分の運賃(上記①から⑧の内容、入院日数等により、救援者3名分を限度とします。)

ウ. 客室料

現地および現地までの行程における救援者のホテル等の客室料(上記①から⑧の内容により、救援者2名分かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)

エ. 移送費用

被保険者が死亡された場合の遺体輸送費用または病院等への移転費。ただし、被保険者が払戻しを受けた帰宅のための運賃または被保険者が負担することを予定していた帰国のための運賃はこの費用の額から差し引きます。

オ. 諸雑費

救援者の渡航手続費および救援者または被保険者が現地において支出した交通費、電話料等通信費、被保険者の遺体処理費等(「上記①から⑧の内容、入院日数等により「国外20万円」、「国内3万円」を限度とします。)

(※2)「住宅」とは、事故発生時点における被保険者の居住の用に供される住宅をいい、その敷地を含みます。

(※3)妊娠、出産、および歯科疾病を含みません。ただし損保ジャパン日本興亜が正常分娩でないと認めた場合は疾病とみなします。

(※4)妊娠または出産については、療養の給付等(公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」)に要する費用

<p>救援者費用等保険金 (注)</p>	<p>ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険併用療養費」、「入院時食事療養費」、「入院時生活療養費」、「移送費」および「家族移送費」の支払いの対象となる場合を除きます。</p> <p>(※5)「救援者」とは、被保険者の捜索、看護または事故処理を行うために現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。</p> <p>(※6)「現地」とは、事故発生地または被保険者の収容地をいいます。</p>	
--------------------------	---	--

(注)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	<p>病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。</p> <p>(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryoyo/kan.html)</p>
治療	<p>医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。</p>
入院	<p>自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>
未婚	<p>これまでに婚姻歴がないことをいいます。</p>
免責金額	<p>支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。</p>

(SJNK16-03375.2016.06.10)